

国民健康保険 資格取得の手続き

—社会保険等の資格を喪失し、国民健康保険の加入をする方—

社会保険又は他国保組合の資格を喪失された方が、国民健康保険の資格取得（加入）するために届出が必要になります。

日本の医療保険制度は、日本に住むすべての人が何らかの医療保険に加入し、病気やケガの際に経済的な心配をせずに必要な医療を受けられるようにする制度となっています。

なお、住民異動に伴う資格取得（転入・婚姻・出生等）の場合は、住民生活課窓口にて届出を行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ・社会保険等の資格喪失日が分かる書類

（健康保険資格喪失連絡票・雇用保険被保険者離職票 など）

- ・身分証明書（マイナンバーカードなど公的機関が発行した顔写真付のもの）

※提出書類に確認すべき事項がある場合、会社等へ町から確認させていただくことがあります。

【届出場所】

秩父郡小鹿野町小鹿野 3 0 0 番地

保健福祉センター・福祉課（保険担当）

又は

秩父郡小鹿野町小鹿野 8 9 番地

小鹿野町役場・住民生活課

・手続き完了日の翌月（国保資格を 4 月～6 月中旬に取得し、同時期に手続きをした方は 7 月）に納税通知書が届きますので、決められた納期により納付してください。

【スマートフォン等からの Web 手続きできます】

届出受理後に、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を世帯主様あてに郵送いたします。（発送までに 1 週間程度かかる場合がございます。お急ぎの場合は、窓口へお越しください）

スマートフォンからの Web 手続きはコチラ⇒

または《 <https://logoform.jp/form/6g7d/1774968> 》



＜留意事項＞

- ・画像データは氏名、生年月日、資格喪失（解除）年月日、記号、番号、保険者名などが鮮明に読み取れるものを添付してください。
- ・申請に不備があった場合は、電話、メールまたは手紙にてご連絡いたしますので改めて申請してください。

※ご注意ください※

国民健康保険制度では、同一世帯内に市町村の国民健康保険と国民健康保険組合※の被保険者が混在することができません。いずれかの保険に統一していただく必要がありますので、該当される場合は、他の世帯員が加入中の国民健康保険組合へ先にお問い合わせください。

※保険者名が「〇〇国民健康保険組合」など国民健康保険組合となっているもの

その他のお手続きについてはこちら⇒

（小鹿野町ホームページ・国民健康保険）



お問い合わせ 小鹿野町福祉課（0494-75-4103）